

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 3 月 27 日 (金曜日)

定期 第 700 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
砂利採取法施行細則及び採石法施行細則の一部を改正する規則 (県土整備・砂防課)	277
○告示	
保安林の指定 (県西地域県政総合センター)	278
行政不服審査法による公示送達 (福祉子どもみらい・生活援護課)	278
道路法による協議の成立 (県土整備・道路管理課)	278
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (県土整備・砂防課)	279
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	279
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	280
建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定 (県土整備・建築指導課)	280
神奈川県出納職員公印の新調 (会計・指導課)	281
○公告	
都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	282
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第3項の規定による特定開発行為に関する対策工事等の完了 (県土整備・砂防課)	282
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	282
○入札公告	
落札者等の公告 (教委・財務課)	283

規 則

砂利採取法施行細則及び採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第20号

砂利採取法施行細則及び採石法施行細則の一部を改正する規則

(砂利採取法施行細則の一部改正)

第 1 条 砂利採取法施行細則 (昭和43年神奈川県規則第91号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(砂利採取業務主任者試験)

第 2 条 知事は、砂利採取業務主任者試験を実施するときは、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限を、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。

別記様式中「(第 2 条関係)」を「(第 3 条関係)」に、「第 2 条の」を「第 3 条の」に改める。

(採石法施行細則の一部改正)

第 2 条 採石法施行細則 (昭和46年神奈川県規則第114号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(採石業務管理者試験)

第 2 条 知事は、採石業務管理者試験を実施するときは、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一

の提出期限を、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。
別記様式中「(第 2 条関係)」を「(第 3 条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 保安林の所在場所

足柄上郡山北町皆瀬川字戌間沢659、660、663の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

神奈川県告示第181号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

横浜市港北区大豆戸町26番地 1

審査請求人 堀田 環

2 公示事項

令和 6 年 4 月24日付けで提起のあった審査請求について、令和 8 年 3 月10日裁決をしたが、当該裁決書の謄本は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課において保管し、いつでもこれを交付するので審査請求人は同課に出頭の上、受領されたい。

神奈川県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、境界地の道路の管理について次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県県西土木事務所において、令和 8 年 3 月27日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

県道御殿場大井

2 協議の対象となった道路の位置

静岡県駿東郡小山町竹之下字峠3,642番の13地先から同3,642番の12地先まで、同3,641番の4地先から同3,641番の3地先まで及び同字コナラ尾4,461番の2地先

3 協議の相手方

静岡県知事

4 協議の内容

平成 7 年神奈川県告示第193号の協議の内容のうち、管理区域を変更する。

5 協議の施行期日

令和 8 年 2 月 3 日

神奈川県告示第183号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 区域の名称

大矢部 3 丁目 A 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 6 号までを順次結んだ線及び標柱第 6 号と第 1 号を結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番
第 1 号	横須賀市大矢部三丁目717番24
第 2 号	同 717番30
第 3 号	同 717番14
第 4 号	同
第 5 号	同 717番16
第 6 号	同 717番42

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西御門 2 丁目 2	鎌倉市西御門二丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西御門 2 丁目 2	鎌倉市西御門二丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西御門 2 丁目 2	鎌倉市西御門二丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	西御門 2 丁目 2	鎌倉市西御門二丁目及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第186号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和 8 年10月 1 日から施行する。

この告示は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出し、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出し、又は法第18条第 2 項若しくは第 4 項の規定により計画を通知する建築物（これらの建築物のうち、施行日以後に建築物の計画の変更に関してのみこれらの規定による提出又は通知をする建築物を除く。）について適用する。

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成21年神奈川県告示第265号。以下「旧告示」という。）は、令和 8 年 9 月30日限り廃止する。ただし、旧告示の 2 の項に掲げる建築物で、施行日前に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出し、法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出し、又は法第18条第 2 項若しくは第 4 項の規定により計画を通知する建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、旧告示は、なおその効力を有する。

令和 8 年 3 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 中間検査を行う区域

神奈川県の区域のうち、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる用途及び規模のものとする。ただし、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工事の工程を含む建築物、法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認定型式部材等に係る建築物又は法第 85 条第 6 項若しくは第 7 項の規定による許可を受けた建築物を除く。

(1) 法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物で、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 16 条第 1 項に規定するもの（国、都道府県及び建築主事を置く市が所有し、又は管理するものを含む。）

(2) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿又は兼用住宅の用途の部分（兼用住宅については、住宅の用に供する部分に限る。）の階数が 2 以上又は当該部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超える建築物

3 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造が木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）並びに内装工事
(2) 主要な構造が鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(3) 主要な構造が鉄筋コンクリート造（壁式鉄筋コンクリート造を含む。）	階数が 1 の場合は屋根版及びこれを支持するはりの配筋工事、階数が 2 以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が 2 の主要構造部である床版及びこれを支持するはりの配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
(4) 主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事

備考 この表において「主要な構造」とは、1 の構造の場合はその構造を、2 以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが 2 以上となるときは、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）をいう。

神奈川県告示第 187 号

次に掲げる公印を新調し、令和 8 年 3 月 16 日からその使用を開始した。

令和 8 年 3 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(公印名)

(印 影)

神奈川県教育委員会サポートオフィス出納員印



公 告

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により平塚市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
平塚都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第 3 項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
土砂災害特別警戒区域三ツ沢上町 1 (令和 3 年神奈川県告示第332号)
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市戸塚区川上町88番地 1 東横ビル東戸塚 3 階
ティ・ワークス株式会社 代表取締役 二村 淳一

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月27日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市河原口 6 -1, 345ほか 1 筆
開発区域の面積	986. 12平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市河原口 6 -11の10
開発許可を受けた者の氏名	社会福祉法人正笑会 理事長 瀬戸 正紀
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 7 年 5 月14日 神奈川県指令厚土東第610011号 (令和 7 年12月19日 神奈川県指令厚土東第610080号)

2

開発区域に含まれる地域の名称	座間市相模が丘 5 -922の 1 ほか 1 筆
開発区域の面積	1, 506. 45平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市北原町 3 - 2 の22

開発許可を受けた者の氏名	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
開発許可年月日及び許可番号	令和 6 年 2 月 15 日 神奈川県指令厚土東第610103号

入 札 公 告

落札者等の公告

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

次のとおり落札者等について公告します。

令和 8 年 3 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

(1)神奈川県立学校170施設で使用する再生可能エネルギー電力 約53,028,586キロワット時 (2)神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 横浜市中区日本大通1 (3)令和8年1月30日 (4)株式会社U-POWER 東京都品川区上大崎3-1の1 (5)1,322,842,104円 (6)一般競争入札 (7)令和7年11月18日

2

(1)神奈川県立図書館本館ほか9施設で使用する再生可能エネルギー電力 約7,163,117キロワット時 (2)神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 横浜市中区日本大通1 (3)令和8年1月30日 (4)株式会社U-POWER 東京都品川区上大崎3-1の1 (5)154,777,593円 (6)一般競争入札 (7)令和7年11月18日